

児童手当の申請期限が迫っています

！ 現在、申請がされていない大学生年代の方がいます。

申請期限 令和**7**年**3**月**31**日(月)※書類必着

児童手当の制度改正により、親が経済的に負担している大学生年代(22歳年度末)までの者を多子加算の算定児童として申請できるようになりました。

(上記期限内に申請があった場合)

審査後、令和6年10月分からの手当額を遡りで支給できます。

(上記期限を過ぎてから申請があった場合)

審査後、申請日の翌月分からの手当額で支給となります。

※ 遡りの支給はありません

！ 公務員の方

必要な手続きの有無については、勤務先に直接ご確認ください。

申請方法

市役所窓口／郵送

令和7年3月31日(月)まで※書類必着

(窓口受付時間) 平日8:30~17:15

児童手当の制度改正についての詳細は
下記QRコードからHPを
ご確認ください。



提出先／問合せ先

〒238-0298

三浦市城山町1番1号分館2階

三浦市保健福祉部子ども課

Tel : 046-882-1111

(内線365~367)

「児童手当 令和6年度制度改正」を騙った“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

<大学生年代の兄弟等を含めて3人以上養育している場合>

・大学生年代の者を**経済的に負担**※している場合には多子加算の対象となりますので、「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」を提出してください。

なお、独立して生計を営んでいる児童は多子加算の対象外となります。

※ ① 日常生活上の世話および必要な保護をしていること

② 生計費の相当部分の負担をしていること

⋮
▶ 金銭・食料・日用品等の仕送り等、子が通常的生活水準を維持するために必要な費用

・多子加算の対象となる場合は養育状況の確認のため、原則、現況届の提出が必要となりますが、児童が修学している期間については不要となります。

<多子加算について>

支給の対象となる高校生年代までの児童を養育していて、上記の場合に該当する方に適用される加算です。

高校生年代以下	大学生年代	
		… 1万(1.5万円)+1万(1.5万円)+ 3万(多子加算)
		… 3万(多子加算)
		… 1万(1.5万円)(多子加算なし)
		… 手当支給なし